

区域計画に記載する特定事業等の概要

家事支援外国人材の受入れ

東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県、千葉市

● (家事支援外国人受入事業 特区法 第16条の4)

活用する規制改革

現状

家事支援活動を行う外国人は、外交官や高度外国人材などが雇用する場合しか、入国・在留が認められない

見直し後

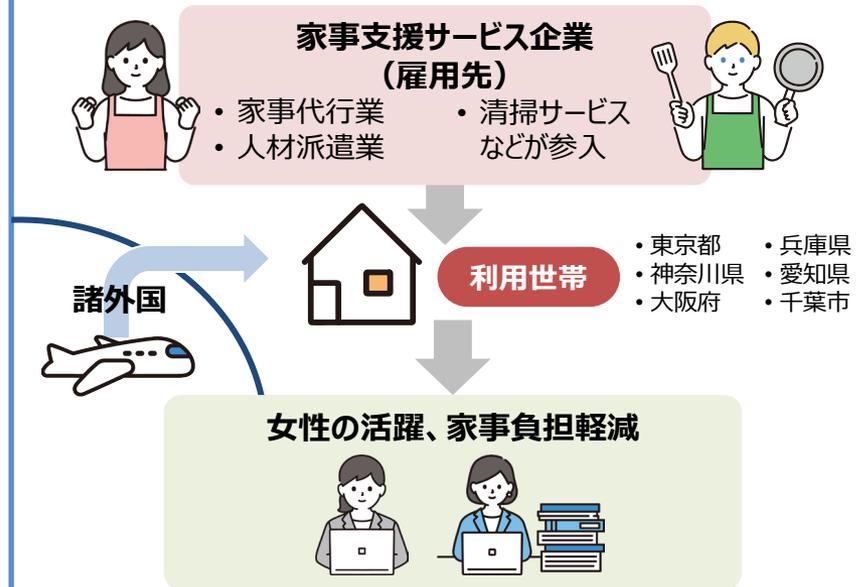
第三者管理協議会※による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする

※自治体と関係行政機関により構成する協議会

効果

女性の活躍推進や、家事支援ニーズへの対応

具体的事業



● **実施区域** 東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県、千葉市

● **開始時期** 東京都 : 平成28年11月
神奈川県 : 平成28年3月
(協議会設置)
大阪府 : 平成28年6月
兵庫県 : 平成29年7月
愛知県 : 平成30年6月
千葉市 : 平成31年6月

● **業務範囲** 炊事、洗濯、掃除、買い物、児童の日常生活上の世話等

令和7年4月1日時点

● **受入企業** 東京都 : 7事業者 神奈川県 : 6事業者 大阪府 : 4事業者
兵庫県 : 2事業者 愛知県 : 2事業者 千葉市 : 2事業者

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において、以下の対象事業及び分野に該当する特定事業を行うために、機械等を取得した場合に次のような特別償却又は税額控除ができる措置。

1 対象事業 国家戦略特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。

- ①規制の特例措置の適用を受けるもの
- ②利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付を受けるもの

2 対象分野 「医療」、「国際」（施行規則第1条第1号（同号イ（1）から（6）まで並びにロ（2）（大規模な集会施設、宿泊施設若しくは文化施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に係る部分に限る。）及び（5）から（9）までに限る。）及び第2号）

特別償却又は法人税額の特別控除

対象設備	機械・装置（取得価額が2千万円以上）
	開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上）
	建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上）
特別償却率	取得価額の45%（建物等は、取得価額の23%）
税額控除率（注）	取得価額の14%（建物等は、取得価額の7%）

（注）税額控除については、当期法人税額の20%を限度とする。

特例を受けるための要件

- 認定区域計画に定められている特定事業を実施する法人であること。（法第27条の2）
- 特定事業の実施について、適切かつ確実な計画（事業実施計画）を有すると認められること。（施行規則第3条）
- 事業実施計画が基本方針及び区域方針に適合するものであること。（施行規則第3条）
- 令和8年3月31日までに設備等を取得等（※）して特定事業の用に供すること。（租特法第42条の10）

※中古のものを取得等した場合は対象にならない。取得等したものを貸付けの用に供した場合は対象にならない。（インターナショナルスクールのみ貸付可能）

航空物流における外国人材の活用

- 「国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」
- 「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」（運用要領別冊）

規制改革の内容

特例措置前

航空分野（空港グランドハンドリング業務区分*1）の特定技能外国人については、空港管理者により当該空港における営業の承認等を受けた事業者のみ受入れ可能であり、空港敷地外で航空物流に係る貨物を取り扱う事業者は、当該特定技能外国人を受け入れることはできない。

*1：空港において航空機運航の地上支援を行う仕事の総称。特定技能制度では、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等が対象。

特例措置

空港敷地外の保税蔵置場*2等において、国際航空物流拠点に係る貨物取扱業務を行う事業者が、航空分野（空港グランドハンドリング業務区分）の特定技能外国人を受け入れることを可能とする。

*2：輸入手続前の貨物や輸出手続後の貨物の積卸し、蔵置ができる場所

効果

航空物流人材を確保し、我が国の国際航空貨物の競争力強化に貢献！

規制改革の概要

航空分野（グランドハンドリング業務区分）の特定技能外国人

従前



空港敷地内

受入れ機関の要件

空港管理者により当該空港における営業の承認等を受けた事業者

空港敷地外で貨物取扱業務を行っている事業者は特定技能外国人の受入れは認められていない

措置

空港敷地外の保税蔵置場等において、貨物取扱業務を行う事業者も特定技能外国人の受入れを可能に！

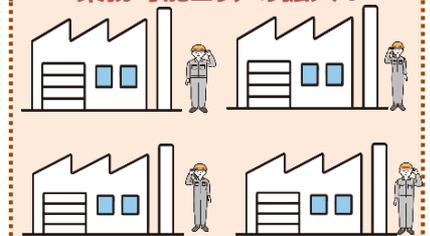


空港敷地内

受入れ機関の要件

空港管理者により当該空港における営業の承認等を受けた事業者

業務可能エリアの拡大！



空港敷地外の保税蔵置場等

受入れ機関の要件

当該国家戦略特別区域に係る地方公共団体及び空港管理者その他の関係者が設置する協議会に所属する事業者

国家戦略特区支援利子補給金

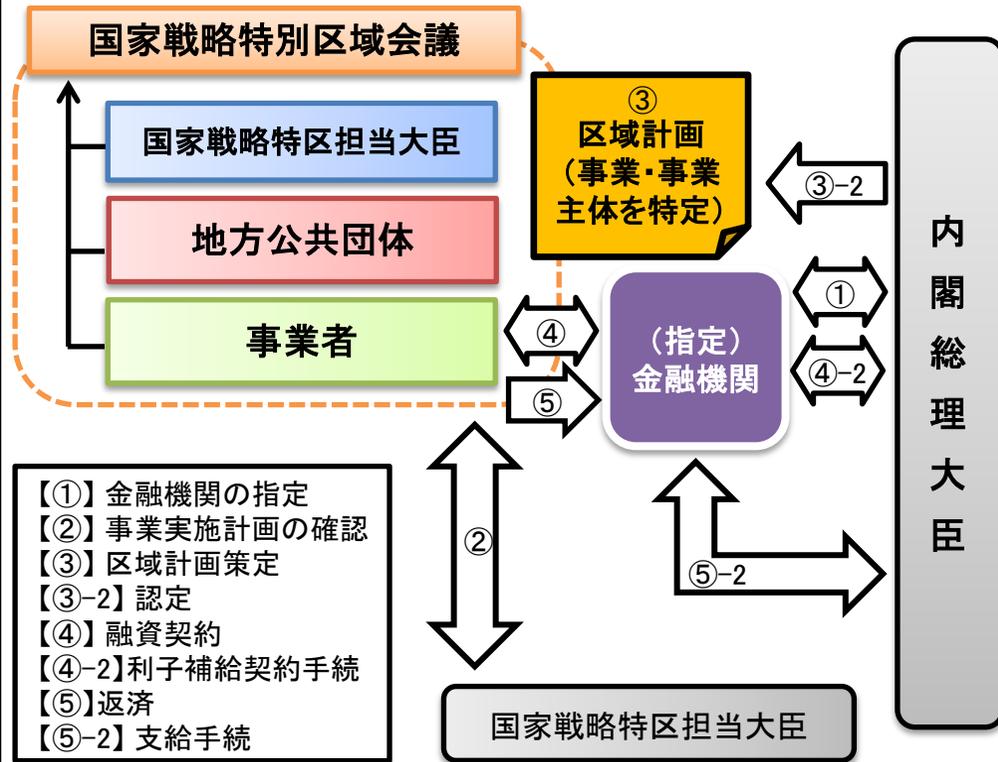
目的・事業概要

○目的：国家戦略特別区域法に基づく金融支援として、利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援するものです。

○概要：内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域計画において、国家戦略特区支援利子補給金を受けて特定事業※を行うこととされている事業者が、国が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。

※ 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成等に資する事業。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

○利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資（金融面での支援）を通じ、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成が期待されます。

会社設立に係る行政手続の英語対応 (法務省関係)

東京都、大阪府 (大阪市)
福岡市、北海道 (札幌市)

● (令和6年11月25日 国家戦略特別区域における会社の設立登記手続の英語対応について (通知))

規制改革の概要

措置前

会社設立登記手続

登記事項の公示は、日本における取引の安全に資するなどの目的から、日本語で公示されることが前提となっており、会社設立の登記の申請書やその添付書面※は、日本語での作成が必要。
※本国官憲等が発行するものを除く。

定款認証手続

定款に記載を要する事項 (会社の事業目的、本店所在地等) は、その多くが登記すべき事項のため、登記事項と同様に、定款認証の対象となる定款についても、日本語での作成が前提。

措置後

特区自治体と連携して、簡易な形態の会社を対象として英語による入力・選択で会社設立の登記の申請書や定款等の添付書面を作成できるツールを活用することにより、英語を用いる申請人 (申請予定者) への支援を行う。

効果

海外企業の新規参入を促進!

規制改革の内容

① 申請書等作成支援ツールの提供

法務省が申請書等作成支援ツール※を特区自治体へ提供し、英語を用いる申請人は特区自治体HP等からツールを入手
※英語で入力・選択後に日本語に自動的に変換されるツール



② ツールによる申請書等の作成



③ 定款認証

- 定款等を公証役場※に提出
- 公証役場における公証人による面前審査

※国家戦略特別区域法第12条の2の特例措置を活用する自治体においては、区域計画で定められた場所 (開業ワンストップセンター) において定款の認証が可能



④ 登記申請書等の提出



外国人を含めた起業・開業促進のための 各種申請ワンストップセンターの設置

東京都 認定：平成27年3月19日
 福岡市 認定：平成31年4月17日
 北九州市 認定：令和2年3月18日
 愛知県 認定：令和2年3月18日
 仙台市 認定：令和3年3月25日

つくば市 認定：令和5年3月24日
 沖縄県 認定：令和5年6月28日
 加賀市 認定：令和5年10月20日
 仙北市 認定：令和6年10月23日

● (特区法 第36条の2)

規制改革の内容

特例措置前

起業時に必要となる各種申請は、関係機関ごとに
 手続が必要であり、所在地も異なるため、手間と
 時間がかかる

特例措置

起業時に必要な各種申請（定款認証、登記、
 税務等）に関係する窓口を一か所に集約し、各種
 手続きの相談・対応支援を総合的に行うワンスト
 ップセンターを設置可能に

効果

- 起業手続の負担の軽減
- 外国人を含めた起業・開業の促進

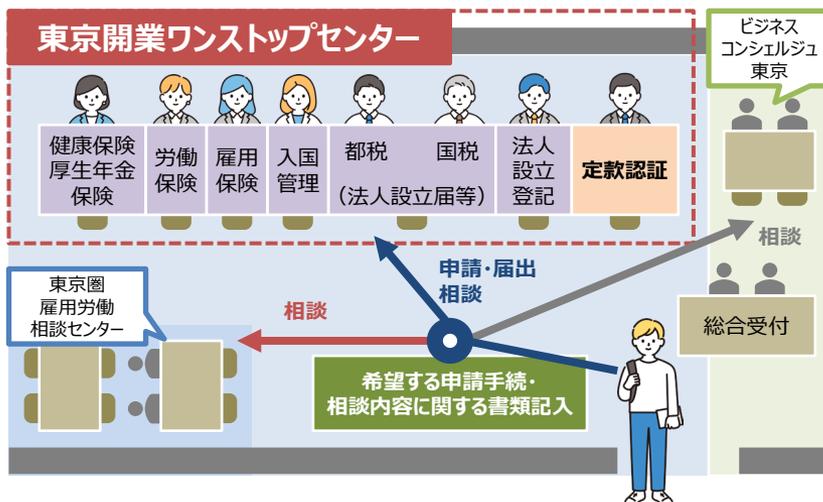
規制改革の概要

● 起業に係る手続の関係機関



開業に係る手続のワンストップ化（東京圏の例）

● 日本貿易振興機構（ジェトロ）本部7階（アーク森ビル）



官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

福岡市・北九州市
初認定：平成28年2月5日
広島県・今治市
初認定：平成28年4月13日

神奈川県 初認定：平成31年2月14日
仙台市 初認定：平成31年4月17日
愛知県 初認定：令和2年3月18日
つくば市 初認定：令和5年10月20日

- (創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 特区法 第19条の2)
- (人材流動化支援施設の設置 特区法 第36条の3)

規制改革の内容

特例措置前

- スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保。
- 退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算。

特例措置

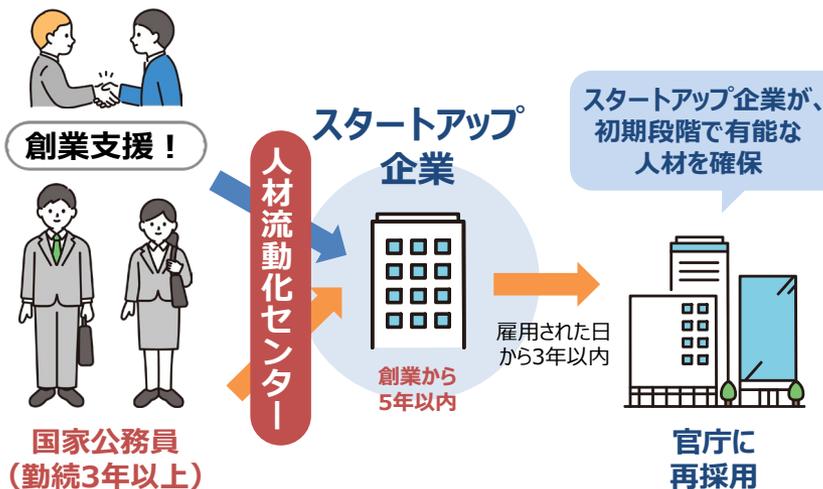
- スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合（3年以内）、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算
- スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置

効果

創業者の人材確保の支援

規制改革の概要

- 創業者の人材確保・官民の人材移動の促進



- 最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数

